

国水環防第29号
国水砂第515号
令和4年3月28日

各都道府県 水防主管部長 殿
砂防主管部長 殿
津波主管部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長
国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課長
(公印省略)

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について（通知）

平素より国土交通行政にご高配賜りお礼申し上げます。

避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波法」という。）において、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成等が義務付けられています。

令和2年には、水防法、土砂災害防止法、津波法に基づく避難確保計画作成の一助となるよう、洪水、内水、高潮、土砂災害、津波の災害別に分かれていた手引きを統合して、「避難確保計画作成の手引き」（令和2年6月2日付け国水環防第8号、国水地第1号）を改定し、管内市町村への周知や活用をお願いしたところです。

その後、令和2年7月豪雨において、避難確保計画を作成していたにもかかわらず高齢者施設で14名の方が犠牲になる痛ましい被害が発生しました。この被害を受けて、厚生労働省と共同で、有識者による「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」を設置し、避難の実効性を確保する方策についてとりまとめました。また、避難確保計画に関する市町村の助言・勧告制度等を加えた改正水防法や改正土砂災害防止法が令和3年7月に施行されました。

こうした状況を踏まえ、令和3年12月に、「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会（フォローアップ会議）」を設置し、「避難確保計画作成の手引き」の改定や施設職員向けの教材について検討を行い、避難確保計画作成に係る留意事項として、避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等の内容を加えて、同手引き

を「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（以下「本手引き」という。）」として令和4年3月に改定しました。また、施設職員等の防災学習等に活用していただくためのeラーニング教材（以下「本教材」という。）を作成しました。については、本手引きや本教材を活用し、施設管理者等が避難確保計画の充実と避難の実効性確保の取組を促進していただきますよう貴管内市町村に周知お願ひいたします。

なお、「令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて」（令和3年12月27日付け大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）及び「防災・安全交付金の重点配分対象の見直しに係る質疑応答集」（令和4年3月23日付け大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）において、令和5年度以降の防災安全交付金の重点配分における避難確保計画の取扱い等が示されておりますのでご留意ください。

【問い合わせ先】

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 三村（内線35439）

津波水防係長 太田（内線35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 松本（内線36152）

地震対策係長 今野（内線36154）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610